

「カニクイザルを用いた創薬基盤技術の構築」に掛かる
業務等における実験動物学的管理・研究支援等の業務

仕様書

滋賀医科大学会計課契約係

令和3年2月

TEL:077-548-2036

1. 契約件名

「カニクイザルを用いた創薬基盤技術の構築」に掛かる業務等における実験動物学的管理・研究支援等の業務

2. 目的

滋賀医科大学・動物生命科学研究センター（以下より「動物センター」という）は、ヒトに最も近似する種の一つであるカニクイザルを約 800 頭飼育できる施設を有し、現在、700 頭近くを飼育しているのみならず、世界に類のない顕微鏡受精－胚移植法を用いた計画的室内人工繁殖により微生物学的ならびに遺伝的に統御された実験用個体の生産を行っている。その技術等を背景にトランスジェニックやゲノム編集技術を用いた遺伝子改変カニクイザルの作出にも成功し、多様なヒト疾患モデルカニクイザルを作出する技術基盤を整備しつつある。これらの技術を用いることにより、本学が推進するアルツハイマー病などの神経難病、糖尿病などの生活習慣病、がん研究のためのモデルカニクイザルの作成が可能になるものと期待され、我が国の神経難病、感染症、再生医学研究などの先導的医学研究に貢献することが期待される。これらカニクイザルは学内外の多くの医科学研究に供されており、他種動物では実現できないヒトへの実験的外挿が可能となっている。動物センターではそれらの繁殖・増産、動物実験に関する研究支援を行っており、WPI「ヒト生物学高等研究拠点」事業における、計画的室内人工繁殖による個体の増産を推進しつつ、当該個体を用いた種々の動物実験に関する支援を予定している。本研究における様々な業務支援を実現するために、カニクイザルの基本的な飼育管理の能力、動物福祉に則りできるだけ動物に苦痛を与えない拘束の為の技能、実験動物に関する法令および人獣共通感染症に対する知識、自ら率先して業務に取り組む意志、動物センター教職員・学外の関係者と意思疎通を図りながら下記業務を遂行できる能力等を有する実験動物技術者による支援を調達したい。

3. 施行場所

滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学動物生命科学研究センター

4. 業務従事者

1名

5. 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、および請負者の定める3日間の夏季休暇期間に業務を行った場合は、平日に振替休日を取ることにする。

6. 業務時間

業務時間 8：30から17：15までとする。

ただし、請負者責任者が指示した場合は労働時間の延長を行うものとする。

休憩時間 45分

業務確認 業務開始前に本学職員と業務内容の確認をし、業務終了前には業務実施済み確認表にその日に行った業務内容を記入、本学職員による実施内容の確認を受けるものとする。

7. 委託業務内容

(サル飼育・管理業務)

- ・飼育されている個体の健康状態、排泄状況、摂餌状況、月経出血等についての観察・記録 800 頭/日
- ・個体状況に応じた固形飼料、青果等の給餌 : 要時対応
- ・飼育区域内で発生する汚物、廃棄物等の処理 : 要時対応
- ・飼育装置に付属する、給水器、止まり木、洗浄装置等の機能目視確認 : 要時対応
- ・滅菌の完了した汚物、廃棄物等の処理 : 要時対応
- ・飼育個体の感染症発生防止、健康管理で実施する健康診断作業と検査補助 : 約 5 件/月
- ・飼育個体を導入する際の検疫業務補助 : 要時対応
- ・飼育室、廊下、実験室等の清掃 : 要時対応

(サル飼育関連：研究支援業務)

- ・研究対象個体の絶食対応 : 要時対応
- ・導入麻酔の投与 : 要時対応
- ・術後管理に関わる投薬 : 要時対応
- ・研究対象薬剤の投薬 : 要時対応
- ・MRI 撮像のための確実な動物の移動と造影剤の投与 : 要時対応
- ・研究対象個体への給水（1%食塩水等）管理 : 要時対応
- ・実験計画死または実験過程において死亡した個体の病理解剖と手順に則った死体処理 : 要時対応

(サル飼育関連：その他業務)

- ・個体観察記録の記録媒体への登録 : 要時対応
- ・検査および施術記録作成と記録媒体への登録 : 要時対応
- ・学外の関係者への研究関連施術記録の報告 : 要時対応
- ・飼育装置等の動作確認と教職員への報告 : 要時対応
- ・担当区域における飼料等（固形飼料、青果等）の在庫確認と使用記録の作成、教職員への報告 : 要時対応
- ・廃棄物処理プラントの運転状況の目視確認と点検確認の作成 : 要時対応
- ・動物センターが実施する定期的なミーティングへの参加 : 要時対応
- ・サル飼育業務で発生する飼育機器、洗浄装置などのトラブル・故障に即時に対応し、正常に業務が行えるようにする。
- ・飼育装置および洗浄装置などの修理・メンテナンスの際に必要なに応じてサポートメンバーを同行し対応する。

8. その他

- ・従事者は、動物センターにおいて開催される動物実験に関する教育訓練を受講し、本学の動物実験認定（基礎とサルの2種）資格を獲得すること。なお、これに伴う費用は請負者負担とする。

（参考）動物生命科学研究センターホームページ (<https://rcals.jp/>) 内

『動物実験に関する教育訓練と資格認定試験』

- ・従事者は、公益財団法人日本実験動物協会が実施する実験動物技術者1級または1級の資格を取得していること。なお、これに伴う費用は請負者の負担とする。
- ・各従事者は、動物検疫所関西空港支所あるいは成田支所が実施する安全講習会を5年以内にすでに受講している（書面にて提出のこと）か、未受講の場合は直近に行われる講習会を受講すること。なお、これに伴う費用は請負者の負担とする。
- ・請負者は、従事者の健康状態には特に留意するとともに、請負開始日から前1年以内の次の項目の健康診断書を提出すること。また受診していない者については、請負開始日まで受診させること。なお、これに伴う費用は請負者の負担とする。また、就業前に何らかの形で従事者の血清を保管することが望ましい。
 - ①ツベルクリン検査結果または既 BCG 接種者においては胸部 X 線直接撮影結果
 - ②血液検査および血液生化学検査
 - ③麻疹・水痘・風疹・流行性耳下腺炎、HBs の抗体検査を実施すること。
- ・各従事者は、業務の実施にあたり、知り得た事項について、請負期間のみならず請負期間終了後もこれを他に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならないものとする。

9. 秘密の保持

請負者は職務上で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

10. 再委託について

- ア 契約に関する業務の全部を一括して再委託することは禁止する。
- イ 契約に関する業務の一部を再委託することを認める。
- ウ 契約に関する業務の一部を再委託する場合「再委託に関する承認申請書を提出し承認されなければならない。
- エ 契約に関する業務を再委託する場合は、最終的責任は請負者が負うものとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者、請負者が協議の上、決定する。